

# インターネット上の 誹謗中傷等をやめましょう

インターネットはとても便利な一方で、他人への誹謗中傷や侮蔑、プライバシーの侵害、SNS いじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）、部落差別（同和問題）等に関して差別を助長するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しています。

本県では、2022年4月1日から「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援をしていくとしています。

人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の理由による不当な差別的言動を内容とする情報をインターネット上で発信することはやめましょう。

2007年に愛知県内の特定の地域を被差別部落（同和地区）であると指摘した上、差別的な説明とともに地図や写真、動画がインターネット上のウェブページに掲載されるという事例がありました。掲載した男性は名誉棄損の疑いで逮捕され、有罪判決（懲役1年、執行猶予4年）を受けています。



問合せ：愛知県県民文化局人権推進課  
電話：052-954-6749  
メール：jinken@pref.aichi.lg.jp

# 愛知県インターネット上の 誹謗中傷等 Web 相談窓口

愛知県では、インターネット上の個人に対する誹謗中傷等の書き込みについて、サイト管理者やプロバイダーに削除依頼をしたい等、技術的相談をしたい場合の Web 相談窓口を設けています。

相談を希望される方は、下記の QR コードからアクセスできる相談フォームをご利用ください。

【Web 相談窓口 相談フォーム】

